

知的財産政策

第2回

令和3年4月16日(金)

加藤 浩

katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp

企業・大学と知的財産権

第1部. 企業と知財

第2部. 大学と知財

講義の予定

第1回 知的財産政策の現状と課題

第2回 企業・大学と知的財産権

第7回 秘密情報管理と安全保障

第8回 文化政策と知的財産権

第9回 地域政策と知的財産権

第3回 イノベーションと知的財産権(1)

第4回 イノベーションと知的財産権(2)

第5回 情報社会と知的財産権(1)

第6回 情報社会と知的財産権(2)

第10回 知的財産権のグローバル化(1)

第11回 知的財産権のグローバル化(2)

第12回 知的財産政策の国際的課題(開発・環境)

第13回 知的財産政策の国際的課題(人権・公衆衛生)

※補講 <事例研究(まとめ)>

<授業の進め方>

- 毎回、授業開始5分～10分ほど前に、先生の方からZoomを開きます。画面は、「画面の共有」を基本とします。
- 学生は、ミュートの状態で参加してください。最初に音声確認をしますので、チャットで返事をしてください。
- 途中で質問のある人は、チャット、又は、ミュートを解除して質問してください。質問は、歓迎します。
- 学生を指名して発言を求めることはありませんので、図書館や自習室などからの参加も可能です。
- 90分授業ですが、授業の途中で、10分ほど休憩を入れます。

<授業の概要>

1. 知的財産政策の基本的な考え方
2. 知的財産政策の企画・立案のプロセス
3. 知的財産政策の事例(1)
(イノベーション政策、産官学連携、公共政策)
4. 知的財産政策の事例(2)
(クールジャパン政策、文化政策、地域政策)
5. 知的財産政策の事例(3)
(国際政策、国際連合、安全保障、秘密情報管理)

<担当教員の略歴>

1988年 東京大学薬学部卒業(薬学士)

1990年 東京大学大学院薬学研究科修士課程修了(薬学修士)

1990年～2009年 経済産業省(特許庁):特許審査官・審判官

※1997年～1998年 ハーバード大学留学(特許庁より出向)

※2005年～2007年 政策研究大学院大学助教授(特許庁より出向)

2009年～現在 日本大学法学部教授(弁理士登録)

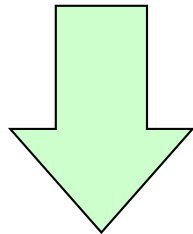
※法学士:慶應義塾大学

※工学博士:東北大学

知的財産政策の経緯(1)

2002

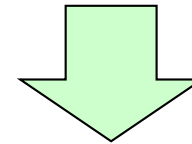
施政方針演説
(2002年2月)



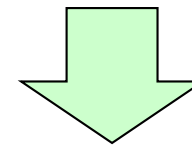
知的財産基本法
(2002年11月)

2003

知的財産戦略本部
(2003年3月)



知的財産推進計画
(2003年5月)

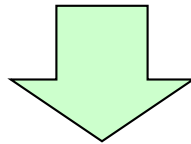


毎年、知的財産推進計画が策定される。

知的財産政策の経緯(2)

2018

知的財産政策に関する基本方針
(2013年6月)



知的財産戦略ビジョン
(2018年6月)

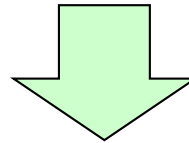
主な目標

1. グローバル知財システムの構築
2. 中小・ベンチャー支援
3. デジタル・ネットワーク社会への対応
4. ソフトパワーの強化

知的財産政策の経緯(3)

2020

知的財産推進計画
(2020年5月)



重点3本柱

- 第1. デジタルトランスフォーメーションへの政策的対応
- 第2. 文化産業に対する国の支援の在り方
- 第3. 知的財産の保護と利用、公益と私権とのバランス

知的財産推進計画2020

新型コロナ後の
「ニュー・ノーマル」
に向けた知財戦略

ニュー・ノーマル（新たな日常）

実現のための分野ごとの戦略

知的財産推進計画2020

第2章

デジタルトランスフォー
メーションの加速

無形資産からの価値創出
（文化産業等の支援）

知的財産の保護と利用の
バランス

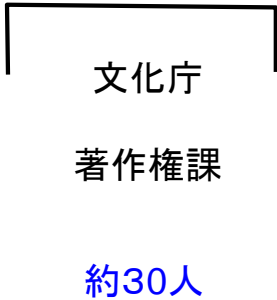
第3章 イノベーションエコシステム

第4章 クールジャパン戦略

第5章 コンテンツ・クリエイション・
エコシステム

知的財産政策の所掌

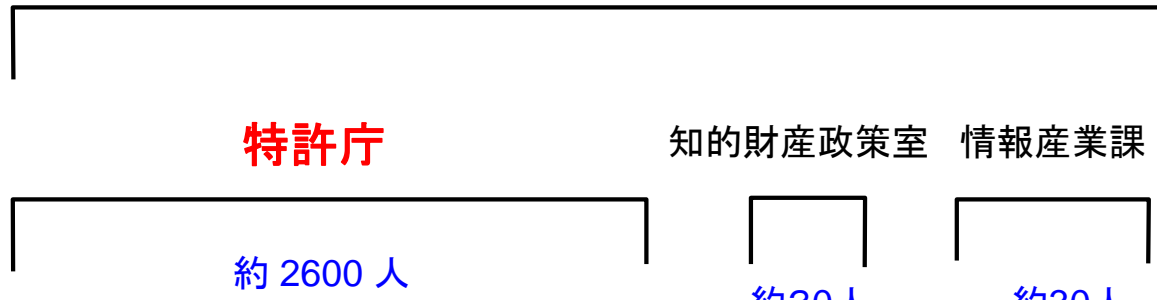
文部科学省



著作権法

公正取引委員会
(独禁法)

経済産業省



特許法

実用新案法

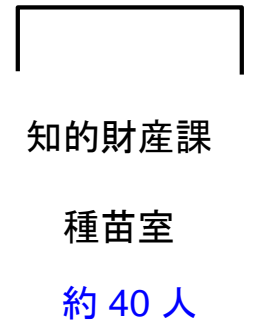
意匠法

商標法

不正競争防止法

集積回路保護法

農林水産省



種苗法

外務省
(条約交渉)

財務省
(税関)

法務省
(知財高裁)

警察庁
(模倣品)

厚生労働省
(医薬開発)

第1部

企業と知財

知財マネジメントとは

- 知的財産を活用した経営手法を、「**知財マネジメント**」(**知財経営**)といい、近年、経営戦略の一つとして重視されている。
- すなわち、知的財産をどのように**権利化**し、それをどのように**活用(ライセンスなど)**するかについて、経営戦略の視点から検討することが重要視されている。**(保護と活用)**
- 近年、企業の総資産のうち、**無形資産(知的財産)**の割合が高まっている。その結果、「知財マネジメント」を重視する傾向も高まっている。

知財マネジメントの3要素

1. 三位一体経営

知的財産を企業経営に活かすには、「事業部門」・「研究開発部門」・「知的財産部門」の**三位一体経営**が重要である。

2. CIPO(知的財産最高責任者)

三位一体経営には、CEO(最高経営責任者)、CTO(最高技術責任者)とともに**CIPO(最高知財責任者)**が経営を行うことが重要である。

3. 知的財産報告書

知財マネジメントの成果として、「**知的財産報告書**」を公表し、企業の対外的な評価を高めることが重要である。

三位一体経営

- **三位一体の経営戦略を推進する**
- 企業経営者等との意見交換会等を通じ、知的財産戦略、事業戦略、研究開発戦略の企業の**三位一体の経営戦略**により、技術の先行き、知的財産の状況や将来の事業展開を睨んだ効率的な創造活動を推進するよう促す。

(知的財産推進計画2005)

最高知財責任者(CIPO)

- **CIPOの設置を促す**

- 企業において、経営トップ自らが技術・研究開発部門や知財部門を主導し、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略の策定・実行について統一的な見地に立った経営戦略を推進するため、2006年度から企業における**最高知財責任者(CIPO)**や知財担当役員の設置を奨励する。

(知的財産推進計画2006)

知的財産報告書

- **知的財産の情報開示を促進する**
- 知的財産については、知的資産経営における位置づけをさらに具体化するものとしての位置づけ、目的を明確にした上で、経済産業省が作成・公表した「知的財産情報開示指針」(2004年1月公表)を踏まえた「**知的財産報告書**」の作成企業が100社を超えるよう、普及啓発を行う。

(知的財産推進計画2005)

三位一体経営

知財経営により、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の**三位一体**が実現しました。

その結果、研究開発戦略と事業戦略の連携が強化され、**企業経営の向上**を図ることができました。

(知財戦略事例集)

最高知財責任者 (CIPO)

知財経営として、最高経営責任者 (CEO)、最高技術責任者 (CTO) とともに、**最高知財責任者 (CIPO)** を設置しました。

その結果、**社内の知的財産に関する意識**を高めることができました。

(知財戦略事例集)

知的財産報告書

知的財産を尊重する風潮が強まる半面、現在でも、模倣品や海賊版が普及しています。

各企業が知的財産を尊重できるかどうかは、「**企業の品格**」を表しているといえるでしょう。

自社では、「**知的財産報告書**」を作成・公表していますが、企業の外部評価が上がりました。

(知財戦略事例集)

参考

- 知的財産報告書(2004年1月)

<http://www.ipm-pat.com/ipr/report/>

- 知的資産経営報告書(2005年10月)

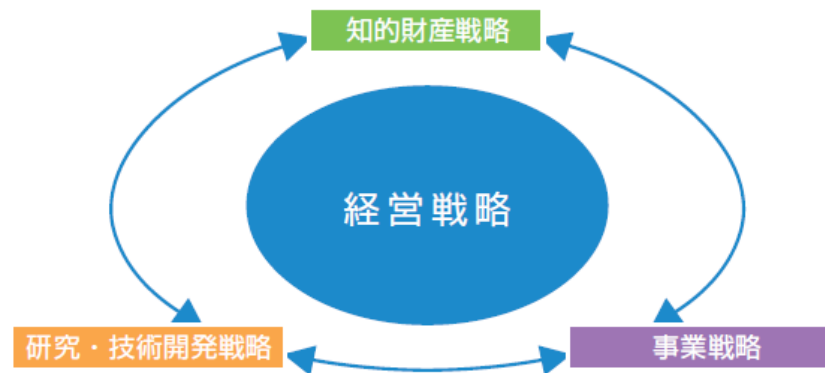
http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/ist2.html

- 特許庁「知的財産戦略事例集」(2019年10月)

https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html

東レグループ

『東レグループは、**事業戦略**や**研究開発戦略**と無関係に**知的財産戦略**が存在することはあり得ず、相互に有機的に連携した「**三位一体**」のものである必要があります。このため当社グループは、**知的財産戦略**を**経営戦略**の最も重要な構成要素の一つと位置づけています。』



コニカミノルタ

『コニカミノルタ株式会社は、「新しい価値の創造」という経営理念のもと、事業活動を展開しています。事業活動を知的財産面から支援すべく、知的財産戦略を会社経営上の重要な戦略の一つと位置づけ、**事業戦略、技術戦略とともに三位一体**で推進しています。』



コニカミノルタ 知的財産報告書2020

https://www.konicaminolta.com/jp-ja/investors/ir_library/intellectual_property/index.html

富士通グループ

『富士通グループは、経営戦略に基づき、知財戦略を、常に**事業戦略、研究開発戦略、スタンダード(標準化)戦略**と一体的に実施しています。知的財産戦略の実施によって、富士通グループ全体の知的財産の価値を最大化するように努めています。』



富士通株式会社 知的財産報告書2014

企業の課題

- 「事業部門」は、もっと「知財部門」と連携することが必要であり、事業部門において、**知財の重要性の認識**を高めることが重要である。(知財教育の必要性)
- 「技術部門」は、知財の重要性の認識が進んできたが、まだ不十分である。研究者は、さらに知財の重要性の認識を高めることが重要である。(知財教育の必要性)
- 「知財部門」は、「事業部門」、「研究開発部門」、「知財部門」の**三位一体**を実現させることが重要であり、そのためには、**CIPO**の設置が推奨されている。

知的財産教育

知的財産基本法 第21条

知的財産教育の振興

国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

教 育

学 習

知財教育の必修化

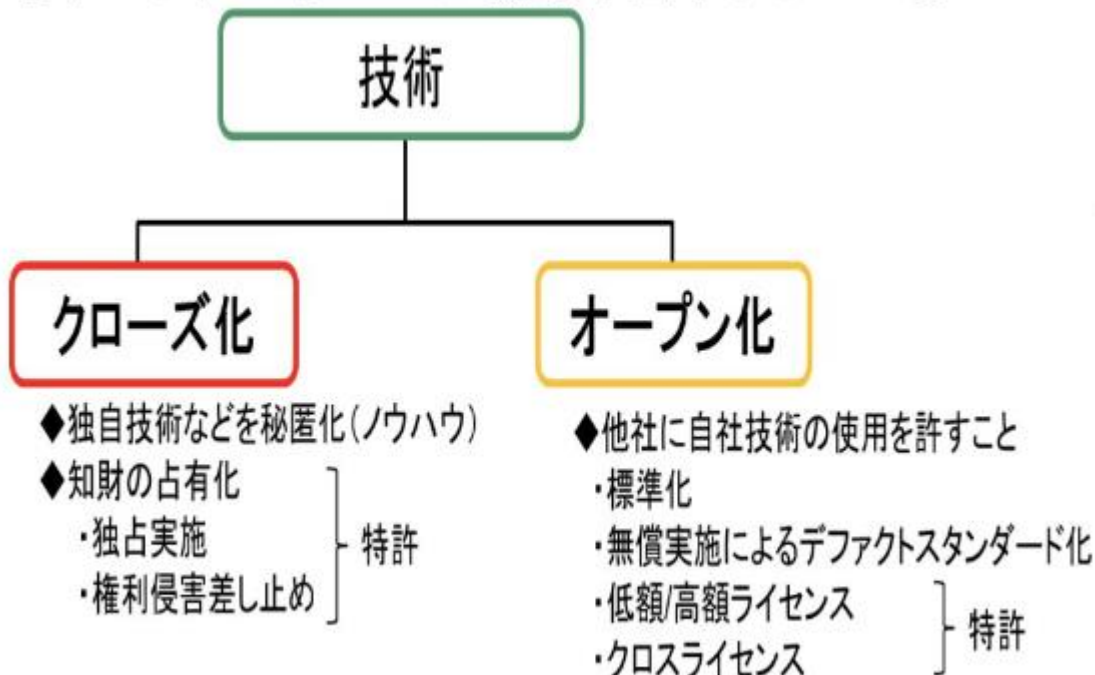
- 山口大学では、2013年度より、1年生の時から全学部で必修科目として知的財産に関する授業を受ける。知的財産教育を普遍教育の一つとして位置付けている。
- 知財を教える大学院などの高等教育機関だけでなく、小中学校からの知財教育が活発になっている。
- 地方自治体では、小・中学生向けにモノづくりに対する関心を高めることを目的に「少年少女発明クラブ」を提唱し活動を支援している。

オープン & クローズ戦略

オープン・クローズ戦略

○最近では、ノウハウと特許の使い分けが重視されており、「オープン・クローズ戦略」と呼ばれている。

【オープン&クローズ戦略の基本フレーム】



ヘンリー・チェスブロー教授
(ハーバード大学)



(出典)2013年版ものづくり白書(経済産業省)をもとに特許庁作成

オープン・クローズ戦略

- 特許などの知的財産権を駆使し、自社に最も有利な事業を築く**経営戦略**の一つ。
- 「**オープン戦略**」では知財を無償・安価で他社に開放し、市場拡大を狙う。「**クローズ戦略**」では知財を独占したり、高い値段で他社に供与したりして大きな利益を目指す。この両戦略を**巧妙に組み合わせる**。
- 先駆けとなった**米インテル**は1990年代半ばにパソコンのマザーボード技術を台湾企業に供与して市場を拡大。一方でCPU(中央演算処理装置)の知財は独占し、莫大な利益を得た。

知的財産推進計画2016

オープンイノベーション

●オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

現在、IoT・ビッグデータ・人工知能などの新たな技術の発展に伴い、経済・社会構造を根底から変え得る**第4次産業革命**が進展しつつあり、こうした新たな時代においては、「**つながる**」ことがキーワードである。

「つながる」ことは、他のプレイヤーと連携した**オープン・イノベーションの重要性**をますます高めることになり、…、**複線的なイノベーションサイクルの戦略的活用**がますます重要になる。

Open Innovation

Henry W. Chesbrough, “Open Innovation”

Henry W. Chesbrough, “Open Innovation – the New Imperative for Creating and Profiting from Technology”, 2003

オープンイノベーションとは、組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流出入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすことである。

オープン・イノベーションの始動

Open Innovation

Trends of Open Innovation

Henry W. Chesbrough, “**Open Innovation** – the New Imperative for Creating and Profiting from Technology”, **2003**

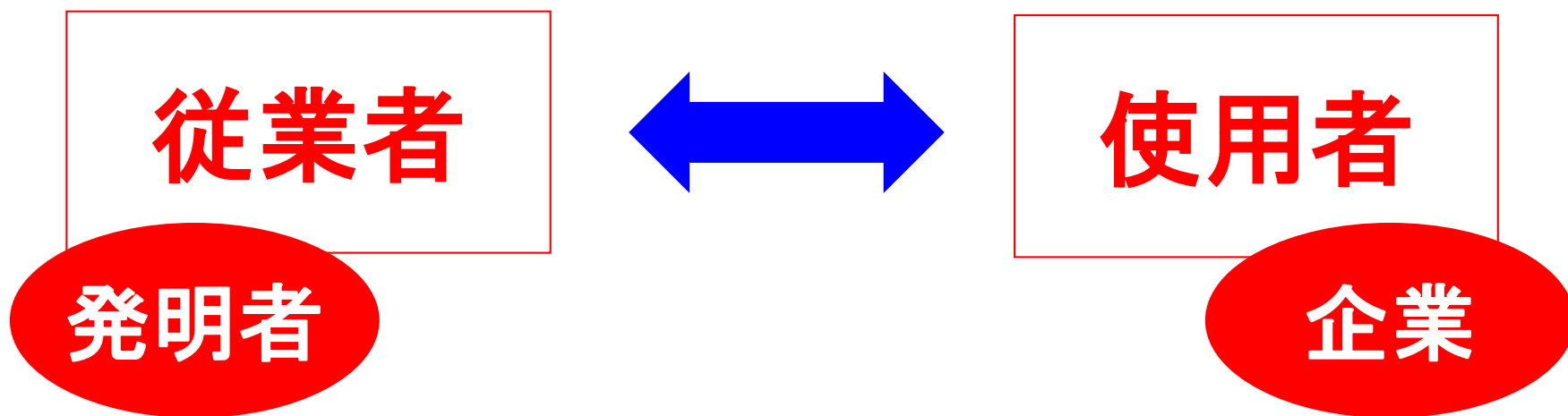
Henry Chesbrough, “**Open Business Models: How to Thrive in the New Innovation Landscape**”, **2007**

Henry Chesbrough, “**Open Service Innovation: Rethinking your Business to Grow and Compete in a New Era**”, **2011**

職務発明制度

職務発明制度とは

- 職務上の発明について、特許を受ける権利は、発明者に帰属するのか、企業に帰属するのか。この問題は、企業において重要な課題とされている。(特許を受ける権利の帰属)



職務発明制度とは

- 発明は**人間個人の創作活動**によって行われるため、原則として、発明は発明者に帰属する。
- しかしながら、業務上の発明は**企業の設備や費用の投資**による成果である場合、企業は明らかに発明に貢献している。
- そこで、**発明者と企業の利益のバランス**を図るため職務発明という制度が採用されている。



職務発明制度(旧)

平成27年まで

承継

旧法

従業者

使用者

発明者

企業

対価

※従業者(発明者)は、使用者に特許を受ける権利を承継し、使用者から対価を受ける。(特許法35条)

職務発明の裁判例

- 青色発光ダイオード(LED)の発明者である中村修二教授(現在、カリフォルニア大学)は、発明当時に在籍していた日亜化学工業(株)に対して、発明の対価として200億円の支払いを求めて訴訟を行った。
- 青色発光ダイオード(LED)は、ノーベル賞級の夢の技術であったが、当時、中村教授の対価は、2万円だけであった。
- 判決では、中村先生の請求どおり、日亜化学工業が200億円を支払うことが判示された。産業界は、金額の大きさに大きなショックを受けたが、発明の対価について社会的に関心が高まる契機になった。

最近の裁判例

- 最近は、研究者が企業に発明の対価を求めた訴訟では、「研究者側の勝訴」や「和解」が多くなる傾向にある。
 - 「青色LED製造装置」発明の報奨金を巡って裁判、日亜が8億4千万円を支払うことで和解。
 - 「半導体フラッシュメモリ」の発明を巡る裁判、東芝が8700万円を支払うことで和解。
 - 「光ディスク情報読み取り技術」の裁判、元社員が勝訴。日立に1億6千万円の支払い命令。

職務発明制度(新)

平成27年・特許法改正

帰属

新法

従業者

使用者

発明者

企業

利益

※特許を受ける権利は使用者に始めから帰属し、従業者(発明者)は使用者から利益を受ける。(特許法35条)

知的財産推進計画2015

職務発明規定の改正

<<新たな職務発明制度の導入>>

知的財産推進計画2014では、職務発明制度の見直しについて、昨年度のできるだけ早い時期に法制度上の措置を講ずることの必要性も含め、結論を得るべきとされた。産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では見直しに向けた議論を進め、本年1月にその結論を取りまとめた。その結論を受けて、政府は、本年3月、職務発明制度の見直しを含む特許法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。その概要は、以下のとおりである。

- ・ 権利帰属の不安定性を解消するため、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする。

企業と知財(まとめ)

1. 企業の課題

三位一体 CIPO 知的財産報告書

2. 今後の方向性

オープン・クローズ戦略 職務発明制度



第2部

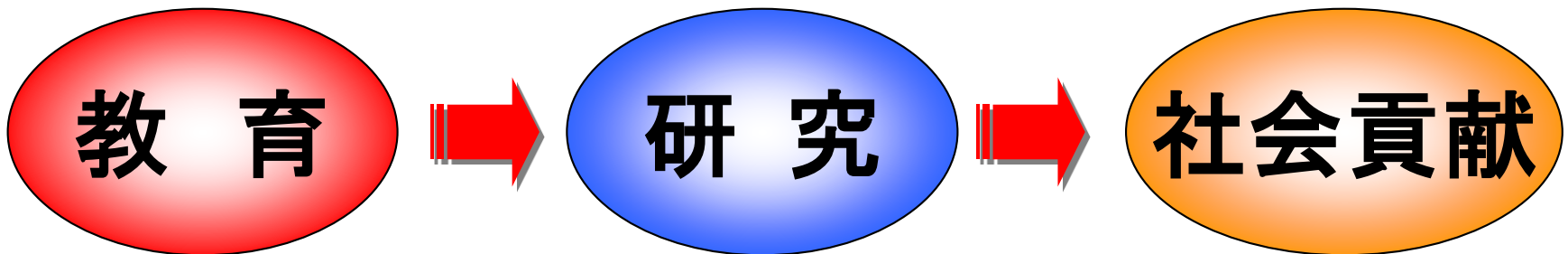
大学と知財

大学の責務

知的財産基本法 第7条

大学等の責務

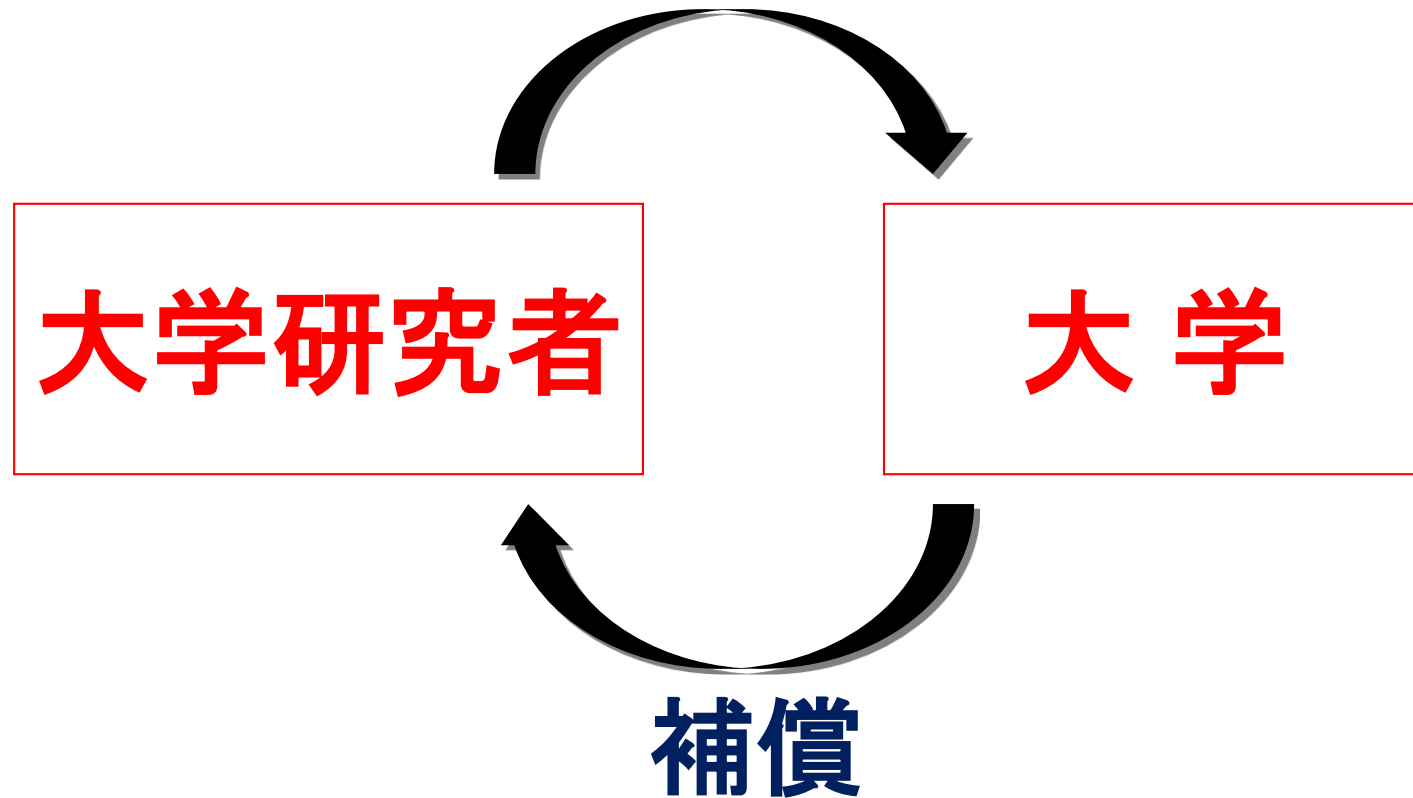
大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。



権利の帰属

2003年4月

承継



大学研究者の発明は、大学に帰属されることが多い。

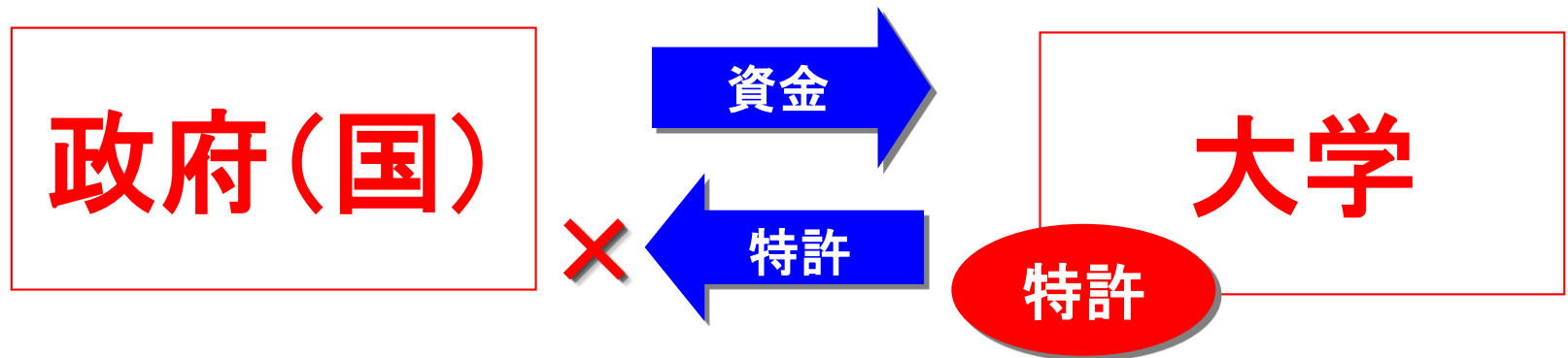
権利の帰属

1. 従来は、大学において、研究者が特許出願を行い、研究者が**技術移転(権利活用)**を行っていた。
2. しかし、**研究開発の実用化**を推進するために、研究者ではなく、大学が管理した方が有利である。
3. そこで、2004年4月より、大学で生じた発明は、原則として、**大学に帰属**されることとし、大学が特許出願を行い、大学が**技術移転(権利活用)**を行うようになった。



バイドール法

- バイドール法とは、米国で1980年に制定された法律で、連邦政府の資金で研究開発された発明であっても、その成果に対して大学や研究者が特許権を取得することを認めたもの。産学連携の推進を目的とする。それ以前は、政府資金で研究開発された特許権は政府に帰属しており、研究成果が産業界に十分に活用されていないという批判があった。



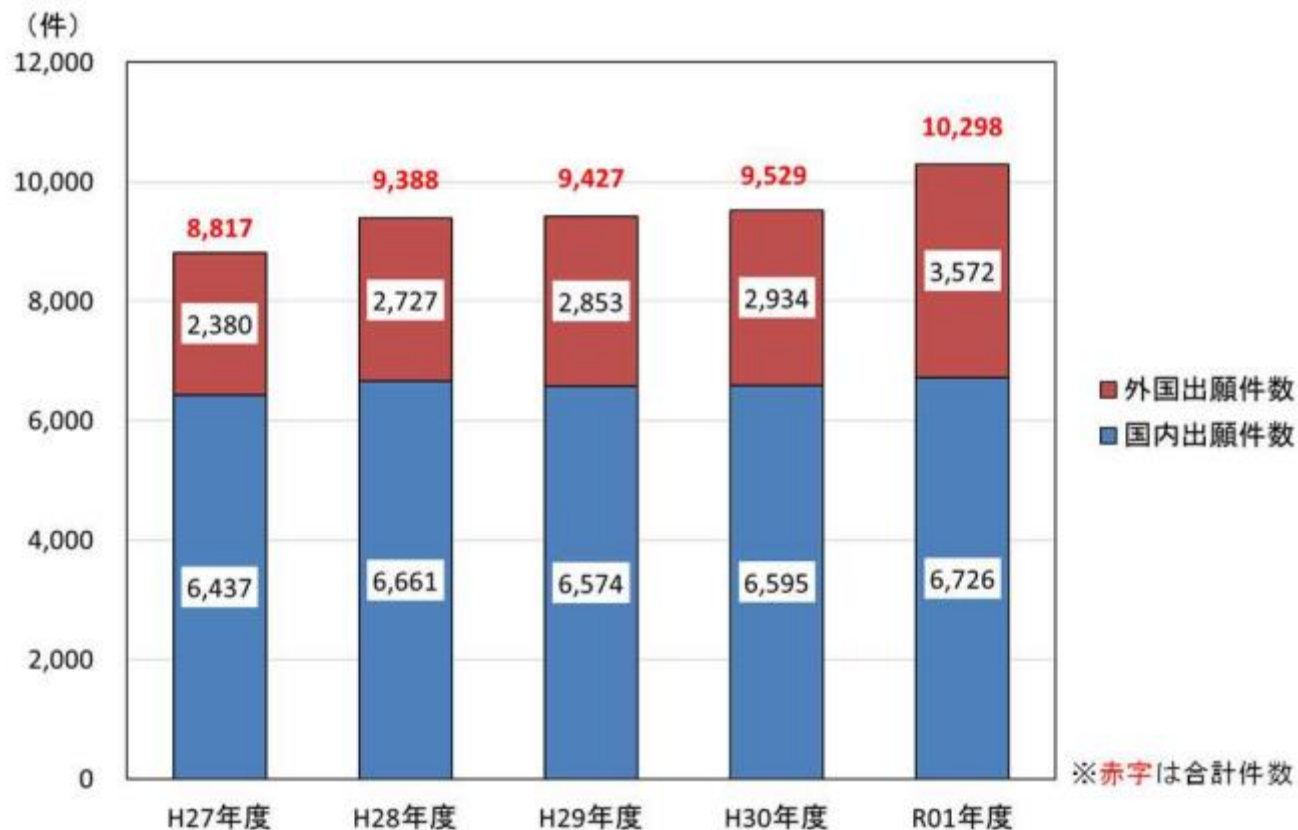
バイドール法

- 日本では、1999年に産業活力再生特別措置法(第30条)で定められた内容が日本版バイドール法とされている。これにより日本でも米国と同様に、政府から研究委託された研究者が特許権を取得することができるようになり、研究機関が中心となって技術移転が進められるようになった。



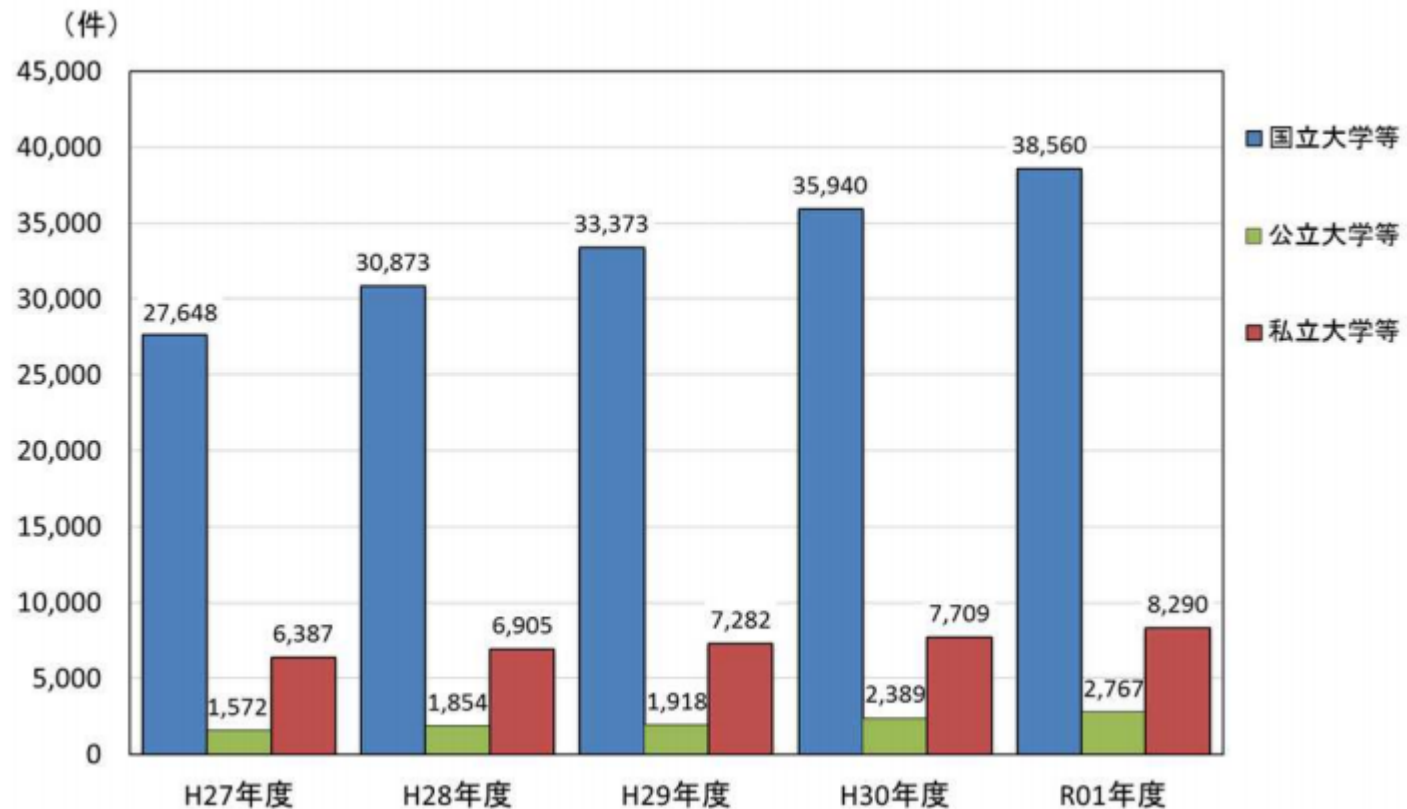
大学と特許

○大学からの特許出願は、毎年1万件近くが出願されており、堅調に推移している。



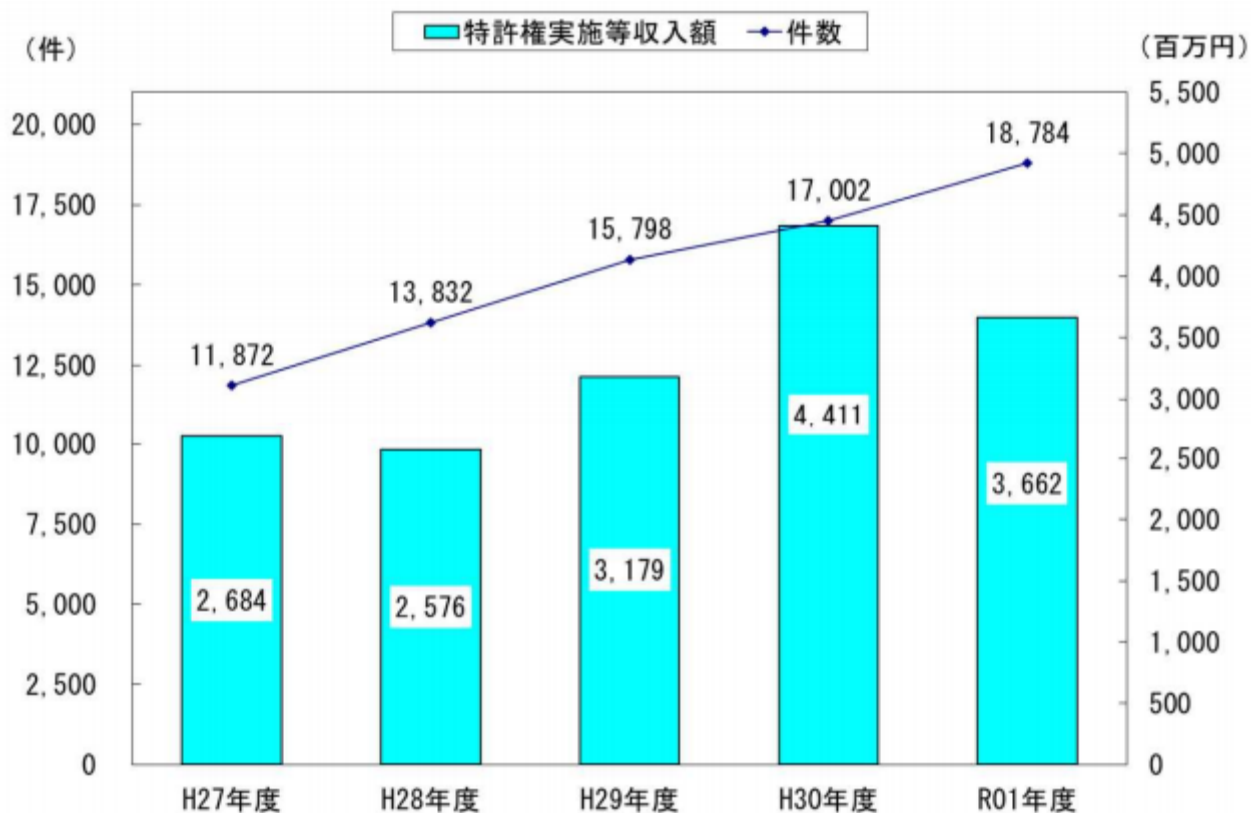
大学と特許

○大学における特許保有件数は、毎年、増加傾向にある。



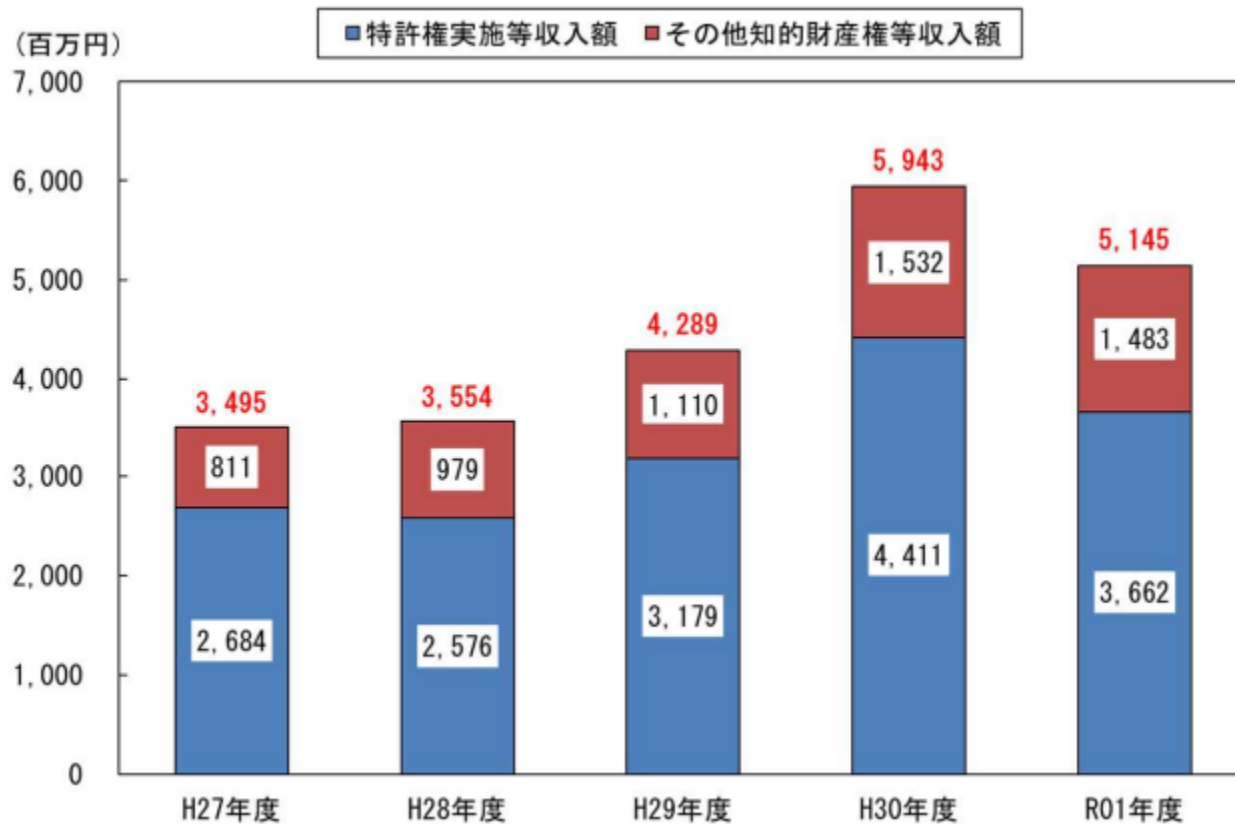
大学と特許

○大学からの技術移転は、実施件数、実施料収入などについて、増加傾向にある。



大学と知財

○大学の知的財産収入は、増加傾向にある。



大学からの特許出願

<2018年データ>

出願件数			登録件数		
1	東京大学	303	1	東京大学	259
2	東北大学	261	2	大阪大学	201
3	大阪大学	251	3	東北大学	185
4	京都大学	192	4	京都大学	159
5	名古屋大学	168	5	九州大学	123

(注)特許庁年次報告書(2019年6月)に基づいて作成

大学の課題

- 日本の大学における課題として、以下の点が指摘されている。「**人材育成・確保**」が課題の一つとされている。

- ・産学連携戦略の確立
- ・人材育成・確保
- ・財源の確保
- ・民間企業等との戦略的な共同研究
- ・体制の最適化(ネットワーク構築等)
- ・特許の質の向上と活用の促進

大学の課題

- 日本の大学における課題として、以下の点が指摘されており、「人材育成・確保」が課題の一つとされている。

- 大学等に基盤的な機能は備わり、主に1対1のマッチングや知財のライセンス等による活動は量的には拡大したが、大きな社会的インパクトや新市場創出につながるシステムが構築出来ていない。
- 大学等における産学官連携活動の必要性は浸透・定着しつつあるが、コーディネートあるいはマネジメント人材の専門性を高める仕組み、専門人材としての社会的地位の確立・向上が課題となっている。

大学と知財(まとめ)

1. 大学の課題

大学の責務 権利の帰属 技術移転(産学連携)

2. 今後の方向性

知財の啓発 知財教育(人材育成)



参考資料

<第2回>「企業・大学と知的財産権」(4月16日(金)3限)

- ・「特許庁年次報告書」(経済産業省)2020年7月
〔企業等における知的財産活動〕

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0102.pdf>

〔大学等における知的財産活動〕

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/honpen0104.pdf>

- ・大学等における産学連携等実施状況について(文部科学省)2021年2月
https://www.mext.go.jp/content/20210203-mxt_sanchi01-000012259_1-1.pdf

- ・「経営における知的財産戦略事例集」(経済産業省)2019年10月
https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html

<電子掲示板>

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/student-bulletin-board/>

課題

- 「企業又は大学と知的財産権」について自分の意見を提出してください。

- 文字数：300字以内（目安）
- 提出期限：4月23日（金）午前9時
- 提出先：nihonipr@yahoo.co.jp

本日の講義を終了します。

講義後は、課題を提出して下さい。

担当教員 加藤 浩

katou.hiroshi@nihon-u.ac.jp